

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会
第24回歴史的風土部会

令和元年11月14日

【都市局総務課長】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第24回歴史的風土部会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます国土交通省都市局総務課長の増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、カメラ撮りは、冒頭から都市局長の挨拶に入るまでに限らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日ご出席いただきました委員及び臨時委員は13名中7名でございます。社会資本整備審議会令第9条に定めます定足数を満たし、歴史的風土部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、荒井委員につきましては、少しおくれるというご連絡をいただいております。

次に、本日お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと存じます。お手元の配付資料一覧をごらんください。お配りしております資料をご確認いただきまして、不足等がございましたら、会議中でも結構でございますので、事務局までお申し出いただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。なお、ご発言をいただく際には目の前にございますマイクのスイッチをオンにいただき、ご発言の終了後はスイッチをオフにしてくださいようお願い申し上げます。

まず、付議事項につきまして説明させていただきます。付議事項につきましては、10月21日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会長に対して付議され、10月29日付で都市計画・歴史的風土分科会長に付託されております。さらにその後、11月6日付で分科会長より歴史的風土部会長に付託されておりますことをご報告申し上げます。

ここで、北村都市局長より池邊歴史的風土部会長に手交させていただきます。

(付議文書手交)

【都市局総務課長】 ここで、北村局長にご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【都市局長】 改めまして、国土交通省都市局長の北村でございます。委員の皆様方には大変お忙しいところ、この委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。

もう私が改めて申し上げる必要が全くないわけでございますけれども、この奈良県の明日香村というのはかつて6世紀末から7世紀末にかけて政治の中樞が置かれていた、ほんとうに日本の律令国家が形成されたという点で非常に歴史的に意味のある地域でございます。

私ども国土交通省といたしましても、この明日香に限らず古都の保全や、そういった景観の保全をやっているわけですが、特にこの明日香村というのは先ほど申し上げましたが特別な位置づけがあるということで、我々としても重要な施策対象ということで預らせていただいております。

来年度からは第5次明日香村整備計画の計画期間が始まるということで、委員の皆様方には昨年度よりこの明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等のあり方につきまして積極的なご議論を賜りまして、本年7月に答申をいただき、改めて感謝申し上げたいと思います。この答申を頂戴いたしまして、これを踏まえる形で年度内に国のほうで基本方針を改定すると、その上でまた、奈良県さんのほうでその第5次整備計画を作成する必要があるということでございます。

本日はその初めのステップとして、国が定めるべき基本方針の案についてご審議をいただきたいと存じます。委員の皆様方におかれましては、基本方針案が、先般頂戴した答申の趣旨をしっかりと踏まえたものになっているかということをご議論いただくとともに、基本方針がよりよい内容となるようにご意見を頂戴し、ご審議いただければとお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

【都市局総務課長】 ありがとうございます。

それでは、事務局から付議事項の内容の説明を申し上げます。付議文書及び付託文書はお手元の資料3でございます。

【景観・歴史文化環境整備室課長補佐】 それでは、事務局より資料3のほうを用いまして付議の内容についてご説明いたします。改めて資料3をごらんください。

10月21日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会長に対しまして、「明日香村整備基本方針について」と題する付議を行わせていただいております。こちら明日香村整備基本方針につきましては、明日香法に基づきまして昭和55年に当初の方針を定めて以降、10年ごとに改定をしてきたところでございますけれども、このたび令和2年度以降に向けて改定をしようとしているところでございます。

明日香法第4条に基づきまして、国土交通大臣は明日香村整備基本方針を定める際、社会資本整備審議会の意見を聞く必要があるという規定がございますことから、このたび歴史的風土部会にてご審議をしていただきたいというところでございます。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

【都市局総務課長】 ありがとうございます。それでは付議事項につきましてご審議をお願いしたいと存じます。

これからの議事進行につきましては、池邊部会長にお願いしたいと存じます。池邊部会長、どうぞよろしく願いいたします。

【部会長】 皆様、改めましてこんにちは。今日、明日香法の基本方針について討議いただくのですけれども、過日、首里城の焼失の件がございまして、国土交通省の公園緑地・景観課におかれましては非常にその対応にも追われていることかと思っております。古都といいますか、やはり古い文化を守っていくということの難しさというのを改めて、復元されたものとはいえ30年かけて地道に復元されてきたものが、一日にしてあのような形になるという様を見て、改めて身の引き締まる思いでございます。

本日は、明日香村整備基本方針（案）について議事を行うことになっておりますので、早速ではございますが、事務局よりご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【景観・歴史文化環境整備室課長補佐】 それでは、事務局より資料4から8を用いまして、明日香村整備基本方針の案についてご説明させていただきます。

まず資料4、明日香村の歴史的風土の保存に関するこれまでの取組と題した資料をごらん

ください。

ページめくりまして2ページでございます。まず、奈良県明日香村につきましては、6世紀末から7世紀末にかけて政治の中樞が置かれ、日本の律令国家が形成された場所でございます。村内に特別史跡、史跡が合わせて21カ所あるなど、往時の貴重な歴史的文化的遺産が村内全域に分布するとともに、万葉集にも詠われたような良好な自然的環境や農村環境が一体となって特色ある歴史的風土を形成している地でございます。

3ページをごらんください。明日香村につきましては、昭和41年に古都保存法に基づいて古都に指定された後も、ページ下部にお示ししているように村に近接するところで非常に宅地開発が盛んになっているなど、都市開発が進行しているということを背景といたしまして、歴史的風土の保存のさらなる取り組みの推進、あるいはそれを支える村民の生活との調和を図るための措置を求める声というのが多く上がりまして、国といたしましてもそれに対する対応策として、昭和45年に「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」という閣議決定をさせていただいたところでございます。

さらに昭和53年には、奈良県知事、明日香村長の連名にて、将来にわたり国家的な遺産を保全するために、地域住民の積極的な理解と協力を得るということが必要であり、そのための特別立法の制定が必要であるという趣旨の要望をいただいたという背景がございます。

4ページをごらんください。このような状況下で、昭和55年に明日香法が制定されたところでございまして、明日香法に基づきまして、全村にわたる土地利用規制を行う一方、国が作成する明日香村整備基本方針、そして奈良県のほうで作成する明日香村整備計画等に基づきまして、歴史的風土の保存や住民生活の安定向上に資する事業に対して国が支援を行うと、そういったところを進めております。

5ページ目をごらんください。ここからは4ページでご説明した施策の各論をご説明したいと思います。

まず、5ページ目では土地利用規制についてご説明します。明日香村全域がこの古都保存法あるいは明日香法に基づきまして、歴史的風土特別保存地区という形で許可制による行為規制がなされているというところがございます。また、明日香村歴史的風土保存計画に基づき、この地区というのは第1種と第2種の歴史的風土保存地区に区分をされているというところがございます。

一方で、こうした厳しい規制に対して古都保存法に基づいて行為の許可が得られない場合について、奈良県に対してその土地の買い入れを申し出るということが法律上規定されているというところがございます。現在68ヘクタール、この法律に基づいて買い取りをしているというところがございます。

6ページをごらんください。続きまして、明日香村整備基本方針・整備計画のこれまでの経緯でございます。ここまでの約40年の中で第1次から第4次の基本方針ないしは整備計画を策定しておりますけれども、第1次、第2次、この前半20年間の期間においては、生活環境施設の整備や農村環境の整備といったところをメインに進めてきたところがございますけれども、平成12年の第3次の基本方針あるいは整備計画において、歴史的風土の創造的活用という施策が打ち出されるということがございまして、それを踏まえて地域活性化ですとか観光振興といったことが徐々に重点を置いて取り組みがなされるようになってきたという経緯がございます。

続きまして7ページをごらんください。それに対する国の財政的な措置でございます。まず7ページでは明日香村整備基金についてご説明しております。この基金は明日香法に基づいて設置されている基金でございます。毎年度の運用益を活用いたしまして、明日香法に基づいて歴史的風土の保存を図るために行われる事業や、住民の生活の安定向上を図り、または住民の利便を増進させるために行われる事業といったようなきめ細やかな事業に充当をさせてきたというところでございます。

それでは8ページをごらんください。さらに、先ほど第3次のところで基本方針において歴史的風土の創造的活用が打ち出されたということに対応するために、平成12年にこの明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金というものを創設しております。こちらについては、明日香村の歴史的風土の創造的活用により、学び、体験し、実感できる歴史文化学習の場としての整備を推進するための村の取り組みを助成するというところでございまして、下に掲げているような5種の事業に支援をさせていただいているというところでございます。

続きまして資料5ですけれども、この7月に答申いただいた社会資本整備審議会における検討状況あるいはその答申の内容についてご説明したいと思います。

まず、資料5の表紙の部分をごらんください。先ほど来ご説明しているとおおり、現行の第4次明日香村整備計画の計画期間は令和元年度までとなっているところでございますので、今年度中に明日香村整備基本方針それから明日香村整備計画を策定すべく、社会資本整備審議会に明日香村小委員会を設置いたしまして、令和2年度以降における明日香村の歴史的風土の保存、それから生活環境の整備のあり方についてご検討いただきまして、今年7月に答申をいただいたというところになっております。

めくって2ページ目の縦長の資料をごらんください。こちらが7月の答申の概要を整理したものでございます。まず、答申において、冒頭に明日香村の歴史的風土ということで整理しております。我が国の律令国家体制が形成された時代の宮跡ですとか寺院跡、古墳等の遺跡に加えて、それだけではなくて自然的環境や農村環境、歴史的町並み、祭礼・行事など多様な歴史資産があり、その総体として歴史的風土を構成しているということ。そしてこれらは時代的に重層的に育まれてきたものであり、さらに住民の生活やなりわいの中で現在まで継承されてきており、このような環境が一度にそろう地域は非常に希少な存在で価値あるものと評価しているところでございます。

その上で左側、1個飛ばして、現状の課題と対応方針ということで(1)の歴史的資産の保存・活用、(2)の営農環境及び自然的環境の保全、(3)の地域の祭礼行事や伝承芸能、(4)の観光・交流、(5)の生活環境基盤の整備の分野ごとに課題、対応状況を整理させていただいております。

このような現状への対応として、4つの戦略的目標を整理いただいたところでございます。Society 5.0の実現を通じた新たな価値の創出、歴史的風土の再評価と国内外への訴求力向上、農村環境の動的保存と祭礼行事の活性化、そして農業・観光業の振興による雇用拡大等を通じた定住環境整備ということで、分野横断型の横断的な戦略目標を打ち出させていただいたところでございます。

そしてさらに具体的な取り組みとして、現状の課題、先ほどご説明した5点と1対1対応させる形で分野別の取り組みの方向性というのをお示しいただいております。1番として明日香の歴史を体感できる歴史展示の推進。2番として、営農環境の基盤整備及び自然環境の

保全。3番として、地域の祭礼行事や伝承芸能の継承・発展。4番として、明日香らしさが体感できる観光振興。そして5点目として、村民が定住できる生活環境基盤の整備という柱のもと、具体的な施策を位置づけていただきました。

そして、これらの取り組みを進めるための推進体制として、国、県、村が引き続き連携を図る、さらに各種団体、民間団体との果たす役割を再整理した上で、行政も含めた連携を推進すべきというような留意事項も頂戴しているところでございます。

続きまして、今回の審議のメインとなる、明日香村整備基本方針の案について資料6を用いてご説明いたします。なお、この基本方針の案の本文につきましては資料7、それから新旧対照表、今の現行の平成22年に定めた基本方針（案）との新旧表を資料8のほうに掲載してございますので、必要に応じてご参照いただければと存じます。

では資料6のページをめくって2ページ目をごらんください。今定めようとしている新たな明日香村整備基本方針のまず構成についてご説明します。下のほうに左側に新たなもの、右側に平成22年に定めた現行の基本方針がありまして、新たな基本方針案は、現行の構成の踏襲を基本としつつ、今年7月に社会資本整備審議会からいただいた答申を3ポツの(1)の整備計画作成に当たっての基本理念、(2)の整備等の方向というところに反映をさせていただいているところでございます。

具体的には3ページの資料をごらんください。これが今構成をご説明した明日香村整備基本方針の概要でございます。

まず、整備計画作成の意義ということを書いてございまして、明日香村は、飛鳥時代の歴史的文化的遺産と自然環境や農村環境、歴史的な町並み、祭礼行事等が一体となって特色ある歴史的風土を形成しているということ。そして人口減少、少子高齢化などさまざまな課題の中で、歴史的風土を次世代へ引き継いでいくため、令和2年度以降も歴史的風土の保存と調和のとれた総合的な計画をすることが必要というふうに位置づけさせていただいております。

整備計画の期間につきましては、これまで同様10年ということになりますので、令和2年度から令和11年度の計画というふうに方針に定めさせていただいております。

そして整備計画の基本的方向といたしまして、まず(1)で基本理念と書いてございますけれども、先ほど答申でご説明した4つの戦略的目標というものを(1)の①から④、丸四角囲みのところに反映させるとともに、それを進めるに当たっての留意事項として、明日香村の主体性を生かし、村の自立性を高めていくことが必要であるとか、国・県・村の連携とともに民間事業者や関連団体との役割を再整理した上で、行政も含めた連携・協働を推進すべきであるというふうに位置づけさせていただいております。

続きまして(2)の整備等の方向として、答申でいただいた5つの分野別取り組みというものを①から⑤、ここに位置づけさせていただいているところでございます。そして(3)諸計画との整合性等、(4)その他の留意事項として、ごらんのような内容を記載させていただいております。

ここからは、明日香村整備計画のほうに内容にも直結してくる(2)の整備等の方向について①から⑤、それぞれの内容について一つずつご説明を申し上げます。4ページをごらんください。

一番最初の、明日香の歴史を体感できる歴史展示の推進というところでございます。この

上の2つの箱、これが先ほど資料5でご説明した、審議会の答申でいただいた現状の課題と対応状況、それから取り組みの方向性を再掲させていただいたものでございまして、一番下の基本方針（案）というのが今回作成させていただく基本方針の案をほぼそのまま抜粋させていただいたものでございます。

まず、①につきましては、課題として古代以外の多様な歴史的資産の潜在価値を生かし切れていない。あるいは明日香村の歴史や歴史的風土の全体像についてのテーマ・ストーリー設定ですとか、それから個々の歴史的文化的遺産の解説が不十分であることを課題と示した上で、明日香村のほうで「明日香まるごと博物館構想」に基づく村づくり、あるいは世界遺産を目指しているという現状がございまして。

その上で、取り組みの方向性は4ポツ示させていただいておりますけれども、取り組みの方向性の1ポツ目の内容につきましては、基本方針（案）にある1ポツ目に、明日香村の歴史的風土が重層的に積み重なって成立していることを改めて再評価するとともに、保存・活用施策を促進という形で整理をさせていただいております。

それから、取り組みの方向性の2ポツの部分につきましては、基本方針ではこの案の2ポツ目のところ、多様な来訪者の誰もが明日香村の歴史的風土の価値やその全体像が理解できるようにということを書かせていただいております。

それから取り組みの方向性3ポツのキラーコンテンツの育成ですとか、4ポツ目のAR・VR、ビッグデータの活用といったところにつきましては、基本方針の2ポツ目の後段部分、既存施設も含めた展示施設のあり方や展示手法について検討することが必要というような文言で反映をさせていただいております。

続きまして5ページで、営農環境の基盤整備及び自然的環境の保全についてご説明します。まず、審議会答申において現状の課題、対応状況として、農業従事者の高齢化・担い手不足を背景に、耕作面積が減少し、耕作放棄地がさらに増加していること。その結果として歴史的風土の構成要素である農村環境の悪化が懸念されていること。あるいは農業の生産形態が少量多品目、露地栽培中心のため、農作物の加工品の安定供給が課題ということにつながっているというようなことを整理いただきました。

これを踏まえて、取り組みの方向性、これもまた4ポツで示しておりますけれども、この取り組みの方向性の1ポツ、2ポツにつきましては、基本方針（案）の1ポツのところ、農地や里山等としての利用を通じた動的な保存や民間との連携も視野に入れながら具体的な取り組みの施策を推進するという形で反映させていただきまして。

取り組みの方向性の3ポツ、4ポツにつきましては、基本方針の案では2ポツのところ、担い手の確保を図りつつ、6次産業化や新技術の活用の一層の推進を通じた稼げる農業を促進という形で整理をさせていただいております。

続きまして6ページ、3つ目の柱の、地域の祭礼行事・伝承芸能の継承・発展というところでございます。審議会答申における現状の課題と対応状況について、まず地域の祭礼行事が担い手不足により存続の危機にあるということや、観光客の知名度も低く、村の魅力として十分伝わっていないというようなことがあると課題を位置づけた上で、村において、「古都飛鳥文化祭」の開催、あるいは郷土学習プログラム等により、祭礼行事の魅力を村内外に発信しているということを整理させていただいております。

これを踏まえて取り組みの方向性では2ポツ、整理をいただいているところでございます

けれども、取り組みの方向性1ポツについては、基本方針の1ポツにあるとおり、村内の祭礼行事等の価値を改めて評価した上で保存・活用を促進するための具体的な計画を示すという形。取り組みの方向性2ポツの内容については、基本方針（案）の2ポツ目、伝統的な祭礼行事を活用した体験型観光の充実、あるいは村内における文化芸術振興に向けた新たな取り組みについても新たな文化として育成を図るといったような形で反映いたしました。

続きまして7ページの4つ目の柱、明日香らしさが体感できる観光振興でございます。審議会答申における現状の課題、対応状況について、村の観光の課題として宿泊客の割合が低いことや外国人観光客の増加が鈍いということを整理いただいた上で、その一因として、滞在型観光の需要を十分取り込めていないということが原因だということを整理いただいたところでございます。これを受けて、村のほうで宿泊施設の確保の取り組みですとか観光客の受け入れ環境について取り組んでいるというふうに整理をいただいております。

これを受けて取り組みの方向性については、3ポツ整理いただいておりますけれども、まず1ポツ目の、明日香村の歴史的資産は国内外に訴求力のある観光資源であるというようなことですとか、2ポツの冒頭の、観光に係る総合的かつ戦略的な計画の検討を行うべきといったところにつきましては、基本方針の案の1ポツのところ、観光に係る総合的かつ戦略的な計画を検討・立案し、村内の歴史的資産を生かした観光振興を推進という形で整理しております。また、取り組みの方向性の1ポツ目の2文目、宿泊型・滞在型観光に重点を置くということですとか、2ポツ目の後半、体制の強化を官民連携で推進する。それから取り組みの方向性の3ポツ目、受け入れ環境整備の推進といったところについては、基本方針（案）の2ポツ目、宿泊型・体験型観光の推進や、新技術を活用した受け入れ環境の整備、専門家や民間団体との連携による体制強化の促進という形で整理しております。

最後に5つ目の柱、村民が定住できる生活環境の基盤整備でございます。審議会答申の課題として、現状として人口減少・少子高齢化の進行が顕著であり、平成29年度には過疎地域に指定されたということ、それからその一因として、住居の取得・改修費用が割高なこと、村内で雇用の場を十分に確保できないことを整理した上で、村では宅地の整備、企業誘致などにより定住環境を整備しているということを書かせていただいております。

これに対して取り組みの方向性として2つ整理いただいておりますけれども、基本方針についても、まず取り組みの方向性1ポツについては、広域連携も視野に入れた生活インフラの整備ですとか、地域防災の強化・地域コミュニティーの醸成に寄与する拠点整備、自動運転等の導入も視野に入れた交通インフラの整備、公共インフラの長寿命化対策等、ハード・ソフト両面から少子高齢化等の今日的なニーズに対応することが必要と書かせていただいております。

また、取り組みの方向性2ポツについては、基本方針（案）の2ポツ目、農業・観光業の基幹産業化を図るとともに、既存ストックの活用等による住まいの確保の負担軽減の推進等により、村への定住促進という形で整理をさせていただいたところでございます。

簡単ではございますけれども、以上をもちまして明日香村整備基本方針（案）に関する事務局からの説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【部会長】 ご説明ありがとうございました。皆様方におかれましては、7月にこの委員会でいろいろご意見をいただきまして、事務局としては、一步踏み込んだような形でさまざまなご

指摘事項に対してこのような形にまとめております。しかしながら、時間も半年以上が過ぎておりますので、いろいろご意見があるかと思っておりますので、今日は忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

それでは、ご意見いかがでございますでしょうか。どなたからでも結構でございます。

【A委員】 よろしいですか。

【池邊部会長】 ではA委員、お願いいたします。

【A委員】 ある意味極めて形式的な話ではあるのですが、この間のときもちらっと出てきたような記憶もうっすらあるのですが、基本方針そのものの案でいいますと2ページ目から出てくる整備計画の基本理念というところですが、その中の(1)のSociety 5.0というのが突然出てくるのですね。日本国民がSociety 5.0をあまねく知っているというのであればそれでいいわけですが、残念ながら私はよく知らない。そこで、その冒頭で①Society 5.0と書かれても、多分何のことだかさっぱりわからないし、後のほうを読んでも何を言っているのかわからない。ほかの2、3の話というのが(2)の整備の方向の中で具体化されるという仕組みに多分なっているのだと思うのですが、このSociety 5.0が一体どういう形でその整備等の方針の中で具体化されているのかというのも、およそ読み取れないです。これでいいのかというのが気になりました。

【部会長】 多分、冒頭にあるということと、あとこの文言でいきますと、「明日香らしいSociety 5.0を実現し、歴史的風土の新たなページを積み重ねていくための施策を展開する」というふうには書いてあるのですが、じゃあ具体的にはどうなのかというところがやはり多分クエスチョンマークがついてしまうということだと思いますが、事務局のほうとしてはいかがでございますか。

【景観・歴史文化環境整備室課長補佐】 ご質問いただきどうもありがとうございます。

この基本方針については、今年度定めるものでございますけれど、令和2年から令和11年度ということで、10年を見据えた、ある意味少し先取りしたようなことを考えなければいけないということで、今Society 5.0というのがこの将来のあり方について非常に重要だという位置づけもありまして、一番最初に位置づけさせたというところがございます。

具体的な取り組みというか事業の落とし込みというところについては、なかなか具体策が見えづらいということでございますけれども、今回、若干理念的なところにおさまってしまっていて、おっしゃるとおりだということでもあります。けれども、例えば、観光だとかあるいは村民の足というところで、自動運転というような言われているところがあると思っておりますので、そういった技術を使っていくというようなことを考えていかなければいけないというところがございます。今なかなか具体化しづらいところはあるのですが、この10年をかけて、明日香というこういった歴史的な資産とそれを規制によって守り続けているというところはなかなかほかの地にはないというところがございますので、ぜひ明日香モデルのようなものを模索していけないかということもあって、一番最初のところに位置づけさせていただいたというところがございます。

また、具体的な取り組みについてはまた、奈良県それから明日香村と調整をさせていただきながら、整備計画に位置づけられるものについては位置づけていければいいのかなと考えているところでございます。

【部会長】 多分、整備計画に何らかの形で反映するというところになったときに、例えばいろいろ

ろ予算取りをしていくとか、そういう段に、ここに位置づけているということが何らかの、すぐに来年からの形にはならないかもしれないですけども、実際にここに書いてあるのだからそれを何かしらの形で反映したものをに入れていくという、多分そういう形の今後の10年計画ということだと思いますけれども、ただ、ちょっと冒頭にあるということが多分、ほかのものは明日香らしい、2、3、4はもうほんとうに、今まで言わずもがなの話が2、3、4に続いているのですけれども、1だけ冒頭にあって、なおかつ内容的にはちょっとわかりにくいというところが、多分一番問題かなというふうに考えます。

【A委員】 よろしいですか。あえて申し上げますと、先ほど事務局から、これは10年もつのだというお話なのですが、そのSociety 5.0なるものは多分今は霞が関的にははやっていっているかもしれませんが、10年後は多分誰も知らない。それは結構です。

【B委員】 よろしいですか。

【部会長】 お願いします、B委員。

【B委員】 2つございます。1つは定住、2つ目は観光です。前回申し上げたかもしれませんが、2カ所居住、最近では3カ所居住、季節居住のような形で、住まいの仕方が随分多様化しています。定住といった、1年中明日香にいる方だけのことを考えますかと村長に伺えればと思います。ある一時期だけやある期間、週末だけなど、あらゆる方たちも受け入れやすい体制となると、それだけ様々な人材、多様な方たちも集まりやすいと思います。もし可能であれば、柔軟な定住のスタイルを受容するといったことを入れるのもいかがかなという、提案でございます。

それから、今の件とも関連しますが、今まで私自身も抜けていたかもしれませんが、明日香の宝物は、学芸員、インタープリター、研究者、そしてボランティアガイドの方などの人そのものです。訪問者に様々な角度できちっと説明できる体制がある程度はでき上がっていると考えます。そういう方たちの育成は重要ですし、訪問者との上手なマッチングも必要です。この人材に関する書き込みが抜けているという印象ありますので、その辺ご考慮いただけたらと思います。以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。最初には、この④で定住環境整備ということでとめていて、過疎化に指定されてしまったということがあって、人口増というのがやはり村としては一番の課題だとは思っているのですけれども、おっしゃるようにまさに定住人口だけという形ではないと思うのですが、そのあたりはいかがでございますでしょうか。村長何か……。

【C臨時委員】 今おっしゃっていただいていますように、実際その長期滞在の進めてほしいと言っているのは同じような意味合いかなというふうには思っています。ご存じのように、明日香村のほうは居住する空間そのものが少ないという、そのデメリットがまず基本的にはあって、新しく家を建てづらい。あるいは古民家をなかなか、空き家になっても手放さない、それを手放していただくようないろんな働きかけをしていくと、今もしておりますけれども。その次の段階として、ゆっくり時間を長く滞在していただくというものの中に、2カ所居住の議論というのは非常によくわかりますし、例えば実際、私どもの村の中で東京とか大阪で生活されていて、土日だけ私どもの地域に帰ってきているというような方も実際おられますし、そういう方々をもっと暮らしやすくするための手法というのものいるのだろうとは思っております。

あまり施策でそこで大きく立てると、また、まずは今住んでいる人たちのというような意

見にどうしてもなりがちなところがあって、そこはあまり目立つ形にはしてないのですけれども。ましてやアーティストの方とかは結構そういう生活そのものを2カ所で生活されている人というのが、1つの集落に1人は必ずいる形に、もう現在の村はなくなってしまっていますので、次のステップに入りつつあるかなという思いはあります。表現の仕方はどうあれ、そういう意識は持って、住む人の意識のところも含めて、2カ所居住される方の意識とずっと住んでおられる方の意識というのは若干違うので、その意識も含めて我々、対応せざるを得ない——せざるというとあれですね、していくことは望ましいなという感じでは思っております。

今おっしゃった、学芸員、インタープリターの人材育成という中ですごく感じますのは、あまり言っていないかどうか、この場でもうまとめなあかん時期にこんなことを言っているのかと思いますけれども、学芸員あるいはボランティアガイドの方々というのは、古代の歴史をこれだけ知っている、あるいはこれだけロジック整理しましたということはどうしても言ってしまうがちなになるので、やっぱりおもしろく理解をしていただくというための人材の育成、説明者の育成というのがもっと大切なのだろうなという思いがあって、私ども、駅前の道の駅のところを観光案内所を観光協会にやってもらって、今後そこをもう少し強化していくと、そういう方向性は今持っておりますので、そこをすごく意識して、人材育成という方向だとは思っているのですけれども、ちょっと質を変えていくということが要るのだと思っています。

これもあまり、共有していいのかどうか、ボランティアガイドよりは有料ガイド化のほうに力を入れるべきだと思って、今もうそういう取り組みに変えてきております。ボランティアガイドの中から有料ガイドできる人たちを増やしていくために何が必要かを身につけていただくと。という方向で、今現実はそのような形で動かしております。

【B委員】 具体的にそのガイドさんうんぬんというのを書き込むのは適当ではないとは思いますが、やはり人材に関する文言は入っていたほうが、村の方にはわかりやすいかなとは思いますが。

【部会長】 ではこれ、一応整備計画ということで多分、箱物と言ったら変ですけども、どちらかという施設経営になっているのだと思いますが、今の件は事務局としていかがでしょうか。2つ、両方をお願いします。

【景観・歴史文化環境整備室課長補佐】 まず、2カ所居住についてご指摘ありがとうございます。5本目の柱につきましては、人口減少して過疎地域にも指定されたということがございまして、2地域居住というのも大事なところではありますが、一方で歴史的風土の担い手の核となる、そこにお住まいになる定住者というところがあるかなと思っています。この基本方針については、なかなか全てを書き込むことがし切れないというところもございまして、この基本方針では定住というところに絞ったというか、その焦点を当てた形にさせていただいたというのが趣旨でございます。

また、観光について今、説明者とかボランティアガイドとかそういったところがございましたけれども、観光のところでいいですと3ページの108行目のあたりに、専門家、民間団体との連携ということで、これは既存の団体との連携というところがあるとは思いますが、こういったところと連携する中で例えばそういった説明者のスキルアップだとか人材育成というものも一緒に取り組んでいくということも有り得るのかなというふうな考え

ているところでございます。以上です。

【部会長】 いかがでございましょうか。若干、多分1のほうが歴史展示の推進というところで終わっていて、展示であくまであって、それを説明できる人材育成みたいな部分が。はい。

【景観・歴史文化環境整備室課長補佐】 今森川委員からもあった説明者の育成というところについては、おっしゃるとおり88行目から90行目のところはハード的なところがメインになっているかなというふうに思っております。この中で古代のことしか説明ができないというところが問題だということも今、ご指摘ございましたけれども、87行目から「多様な来訪者の誰もが明日香村の歴史的風土の価値やその全体像を理解できるよう」という形になっておりますので、この中でももちろん展示施設のあり方ということは書いてありますけれども、それとあわせて説明者の育成だとか、そういったことをちゃんときちんとお伝えできるよう人材育成が必要であるということは、ここに追記することができるかなというふうに思います。以上でございます。

【部会長】 B委員、いかがでしょうか。

【B委員】 はい。

【部会長】 よろしいですか。それではD委員、どうぞ。

【D臨時委員】 丸山です。よろしく申し上げます。私自身は古代史の研究者ですので、古代史のこの整備基本計画でいえば基本理念でいえば、歴史的風土の再評価と国内外への訴求力向上の部分、それから整備等の方向では歴史を体感できる歴史展示の推進のところで、少しこれまで明日香村の小委員会のほうでもお話ししてきたかと思うのですが、今日のご報告伺っていますと、その古代しかできないところに問題が若干今、問題がというか課題があって、もっとこう重層的に育まれてきた多様性というか多様なところを展示する、そこをきちんと強調すべきだとか、あるいは、先ほど学術的ではなくとおっしゃったわけではないのだけれども、やはりもっとおもしろく楽しく紹介できるようにというようなこれからの観光についてはそういう方向も確かに必要だとは思いますが、ただ一方で、これまでも委員会で申し上げたかと思いますが、その古代の部分がやっぱり一番基礎に、それはもう言うまでもないのですが、古代の部分がやはり基礎になっていて、その部分が今、若干発信力が落ちているのではないかという気がどうしても私などはするのです。

30年ぐらい前とあまり変わらないままの伝飛鳥板蓋宮跡だとか、そういったところがあって、だからむしろ今回基本方針も、その整備の方向も見ていると、重層的なところをこれから出していくとか、単に古代だけではなくといったところをもっときちんと説明できるようにするという方向でお話が進んでいるようなのですが、やはりもう一度その古代のところも改めてきちんと再評価して、それをきちんと発信していくことが最も大事なのではないかなと、基本になるのではないかなと思っているので、ぜひそういったところも取り入れていただけるとありがたいなと思いました。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。今ご指摘の点は多分、今後、世界遺産登録なんかに対しても、本質的な価値は一体何なのかというあたりで問題になってくるころだとは思いますが、今の時点ではどちらかという、やはりそれをとにかく知っていただくというような形で、少しく、横文字のきらきらしたというか、やわらかなというか、商品的な言葉がちょっと、やや過ぎるかなという部分は否めないのかなというあたりですけれども、そのあたりは事務局いかがでございましょう。

【景観・歴史文化環境整備室課長補佐】 ご意見ありがとうございます。古代の歴史的文化的遺産というものの重要性につきましては、1 ページ目の最初の「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画作成の意義」ということで、最初の十数行を用いて大事だということを記載させていただいております。また、3 ページの整備等の方向性についても、決してそういった古代のものを軽視するわけではありませんので、83 から 84 行目において、この「古代の古墳・遺跡等の歴史的文化的遺産に加えて」ということで、だけではなくといった「加えて」と、今までなかなか古代というものはある意味自明といったところございますけれど、それ以外にもあるということで、今までの施策にプラスするという位置づけで書かせていただいたというところでございます。

さらに、具体策がないのでわかりづらいのですけれども、87 行目から 90 行目のその「多様な来訪者の誰もが明日香村の歴史的風土の価値やその全体像を理解できるよう」ですとか、あるいは「展示手法について検討」というのは、ご指摘にあったとおり、ずっと 30 年前と同じような遺構表示をしているだけだということであると、もちろんそういった歴史に詳しい方や非常に興味関心が強い方はご理解できるのですけれども、広がりがなかなか持たせづらということ、新技術ということで AR を使ってみたり VR を使ってみたりということもございまして、もっとこれからいろんな日進月歩の技術があると思いますので、そういったものできちんと古代の歴史を理解できるような歴史展示を推進すべきであるという形で位置づけさせていただいております。そこら辺のところはまた整備計画にもきちんと位置づけられると思いますので、それがセットになると、きちんと古代のものもしっかりやっていくということが言えると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【部会長】 よろしく願いいたします。それでは先生がいらっしゃいましたので、次、よろしく願いいたします。

【E 臨時委員】 遅くなってすみません。今日は奈良の柿を総理に贈呈する儀式が入って、ちょっとこちらが遅れて。今の歴史ですけれども、今日は大嘗祭があるのですよね。で、大嘗祭はこの明日香と関係しているのですが、最近そのようなニュースも出され、それは大嘗祭の原型は今の新嘗祭、豊穰の神に感謝する、お願いをするという儀式が皇位継承にも使われているということ。それは天武天皇のときから始まった。天武天皇のときは、実際 673 年から新嘗祭が始まったと。

で、その後の正当性、皇位継承につながったという論を吐いてもいいのだけれど、ここでできるかどうかという、できたらしたいと思いますけれども、新嘗祭と関係するのは伊勢神宮ですね。藤原京をつくるときはこれ持統天皇になるのですけれども、694 年に藤原京と伊勢神宮の外宮、豊受大御神はこの新嘗祭ともぴったりですね。それがこの今日の皇位継承儀式につながっているという政権構造を天武天皇、持統天皇がつくられたというのが、その舞台が明日香でありました。

その基本形で、豊穰を感謝するというのは、正統性に関係するとはどういうことかということになりますけれども、五穀豊穰の正統性を祈るのは私だということ、正統性をするのが、しかも伊勢神宮の外宮で、内宮と外宮にしたというのがみそだと思いますから、正統性、租庸調を持ってくるのはこちらだということで、それで当時の都城をつくるのに、中国の思想では左祖右社思想、左祖、左に大極殿を北から見て天子が南面して、道教の思想で、左が左祖、祖先、右が社稷、これが豊穰なのですけれども、しかしそれはつくらなかった。どなたか

が道教の思想、大極殿はまねたけれども、左祖右社はまねなかったと言われているのです。その右社の社稷を実は外宮に持っていったという説があるのですけれど、それはこの正統性と大いに関係、左祖右社というのは正統性の二大根拠だというふうに思うのです。

その正統性の中でもう一つは、統合性と国際性、統合して国際性、国際的に立っていかねければ、その国際的な環境がこの明日香を襲っていましたので。そのときにもう一つの仕組みは、日本書紀と古事記ですね。令和元年ですから万葉集も関係するのですけれど、歴史書は日本書紀と古事記、日本書紀、古事記はこの天武天皇、持統天皇が発案して、来年が日本書紀成立1300年の年に当たっている、明日香の議論です。国際性と統合性で日本の正統性、天皇制というのをつくったと思われるのですけれど、そんなことをここで言っているのだらうかということをおぼろげに、言いたいだけでも、そんなことをここで言うのは物議を醸す、あるいは明日香村が言うのか知事が言うのか、いや知事が言いなさいと言われたら、今みたいな理屈を明日香で展開したいと私は思うのですけれど、そういう説はあってもその証拠はない。

もう一つ大事なのは、天武天皇、持統天皇は、ものすごく偉かったと思うのは、その左祖右社の形を都城でつくっておくと、必ずもう歴史を壊されると。流儀だけ残しておくといふと今に続いているというのは今日の日ではないかと。流儀を残すというのがこれはもう随分すごい思想、流儀はこういうところでなかなか形ではあわせないのだけれど、流儀は明日香から発祥したけれども、ずっと伝わって今日東京で行われる。今日行われるという流儀が明日香で行われていたという。

もしその証拠があればね、今日の流儀が天皇制の正統性の流儀が明日香から発祥したということが言いたいのですけれど、それが天武天皇の新嘗祭のもとだということまでは、天武天皇といえば明日香でしょうということまで言えるのだけれど、どこの場所かということまで言えないのだけれど、村長がここだと言えばそれで決まる、明日香のどこかであることは間違いない、この夜を徹して同じようなことをされたというような感覚はあるのだけれども、さてということになりますので、いつの日かそのようなこと、明日香はそういう場所だったということ、世界遺産の登録を目指していますが、どのように言うのかというのは課題ですが、そんなことを言ったってユネスコは信じてくれないかも、いや、その物語はあるのだ、古事記のほうですよ、古事記の物語はあるのだと。日本書紀はこの国際性のために漢文で、日本人がほとんど読めないのを漢文でこう出したという巧妙な仕掛けが、どうして明日香でその政権がそのような発案をしたのだらうかというふうな思いがあります。それはこの歴史的風土を見てもわからないのですよね。それがジレンマなものだから、それを今、今日の日だからちょっと勢い込んで申し上げておりますけれども、また、知恵者の方々にどうすればいいか、いや、勝手に案内、説明してもいいのやと言われたらもう説明したいぐらいの感じは地元の知事としてはあります。

【部会長】 F委員、お願いします。

【F委員】 今、知事の話がどこに行くだろうとちょっとどきどきしながらなののですけれど、何かまさしく後半おっしゃったところなんです。その基本方針なんかずっと読んでいて、正統性うんぬんってちょっと置いておきますけれども、つまりその精神性みたいなものをこれからの10年の基本方針の中にどう文言としてつくっていくかというところが、やっぱりこれを読んでいても、どこそこで観光振興とか、まるごと博物館とか言ってみても、じゃあそ

この部分が何なのかと、物がなければ伝わらないのか、あるいは伝えて育成することでそれが伝わっていくのかとか、その精神性というか、そういうものですよね。それをどうこの10年にこのペーパーに反映させるのかというところをやっぱりもう少し、できることなら今回書き込めないのだろうかということをやっぱりちょっと何かぼんやりとっていた。若干の違和感というのでしょうか、何か物足りなさとかそういうところはやっぱり今、この委員会で考えなくてはいけないことの一つなのではないかということをおもったのです。

あともう一つ言うと、こっちのペーパーに、今もおっしゃいましたけれども、世界遺産登録を目指すということ、つまり世界遺産はどのぐらいの温度で目指していらっしゃるのか、何を従っていらっしゃるのかというのが、こちらの基本方針には世界遺産という言葉が出てこないで、そのあたりはぜひ質問としてお聞きしたいなと思いました。

【部会長】 では知事、お願いします。

【E臨時委員】 いいですか。

【部会長】 はい。

【E臨時委員】 いいご質問だったと思いましたけれど、世界遺産と密接な場所でありますので、世界遺産を目指す場所は、これは明日香だけではなくて「飛鳥・藤原」、藤原京は飛鳥宮から次の都ですので、飛鳥・藤原で世界遺産を目指すということなので、多少現実的に書きにくいのかなとちょっと弁護しますけれども、しかし、「飛鳥・藤原」といっても飛鳥主体だから、そのことを書き込んでもいいんじゃないかというのは当然私も思います。それが一つで、ここで書き込んでもいいんじゃないかというふうに思うのと。

もう一つは、これまでの世界遺産を目指す経緯で、何でそんな立派な歴史を思われるような世界遺産で温度が上がってこなかったのか。これからは温度、実は世界遺産のときの、小学校が藤原京にあるとか何かそんな、ちゃちいということではないのだけれども、ちょっとうまく地元で統合できなかった、僕から見ると。で、今度はちょっと統合できる政治状況になったから、さあ目指そうというので温度ががんと上がってきたというように、私から申し上げてもいいかと。目指すのは素案、世界遺産の素案を文化庁に出すので国内手続は完結をするのですけれど、それが3年後というふうにスケジュールをこの前立てました。

だから視野に入ってきていると思うのです。そこからユネスコに行ってそこから数年かかりますけれども、5年、6年後には世界遺産になるという段取りになると思います。そのときのスケジュール的なのを今、それは最近そのようなスケジュールを決めたのですけれど、今までとギアが違ってきたと。ギア、あまりなかったものですからというのが報告の一つ。

で、そのときの世界遺産のコンテンツは、まだ開発しなければいけないところはあるのですけれども、ユネスコの考えでその物がそのままないと世界遺産にならないよというのを、物が無いところをどうするのかというようなところが、その本格的な今の政権中枢と、歴史、政治の場だったとします、仏教の伝来も政治の意向でできたというストーリーをつくりますと、仏教の伝来、その政治思想の中の道具立ては、仏教の伝来、お寺あるいは古墳とか幾つもあるのです。政権の中枢の建物とかがないというような状況ですので、そのストーリーをどのように、いろんな補強をしてつくるか。どこでも、アポロンは残っていますけれども、ここは政治の場だといったところで、政治の中心は、政治の場所は大体つぶされてしまう。周りにつぶされない、値打ちがないと当時思われたものが残っているというのが遺跡である場合もありますので、この明日香はわりと古墳とかいろんなそのストーリーの中に落ち込む

のは残っているので、それでそのストーリーをつくろうと。

ストーリーをつくるというのは、いろんな人がいて、証拠がないから政権の中の話が、大化の改新にしる、その天武の志にしる、でき上がったものが何も文書的にないものだから、いろいろ推察するしかないの、先ほどみたいな話もあり得るかなというふうに思うのですけれど、学者さんも喧々諤々ですので、しかしこの際、この今回の基本方針は私は重要だと思っています。世界遺産を目指すという軸からこの明日香の整備方針を見ていただきたいというのは願いでもありますし、その際は世界遺産の値打ちというのは物だけではなし、歴史というのが大きな値打ちですので、歴史の中では政治の中に正統性と国際性と日本にとって極めて重要な要素が入っているというようなストーリーになるものですから、極めて重要な世界遺産の内容になると思うのです。それを証拠が多少薄いですが、周りの証拠、古墳とかいろんな証拠あるのですけれど、それをつくり上げてやりましょうというふうに決心をしておりますので、それはたどり着くと思うのですけれども、今までのストーリーを統合性をもってつくり上げるという作業は残っておりますけれども、そのストーリーに沿った保存のやり方に今後なってくれば、世界遺産の保存、国営公園ということになってくるというふうに私は思っています。もう少しという感じ、最後のステージに入ってきている、重要なこの明日香の整備方針かなと思っています。

【部会長】 そのあたりはどうでしょうか。基本的には世界遺産という文言がこの2枚ペーパーの中には一応ないということなのですけれども、そこについては何か事務局のほうでのお考えというのがあるのでしょうか。

【景観・歴史文化環境整備室課長補佐】 世界遺産につきまして、まずは地元のほうで推薦書あるいは普遍的価値など整理をしていくという過程があって、初めて国がユネスコに推薦できるというところがございますので、国のほうで今の段階で先走って世界遺産登録を推進というのはちょっと書きづらいというところもございます。それをにらんで国内外の訴求力向上だとかそういったような方向性を示すというところにとどめさせていただいたというところでもございまして、何とぞご理解いただけたら幸いです。

【部会長】 はい。

【E臨時委員】 大変理解できる話であります。といいますのは、世界遺産は文化庁なのですよね。国交省のこの会議で言うと、文化庁がちょっとへそ曲げるような感じが私もしますので、そういう観点だどご理解みんなですいただければ、ここでやっとうまくいけばいいのですけれども、文化庁がそれは文化庁の仕事だというストーリーになっていますので、ここで世界遺産の発言もあつたということは、もうこれは重要なことで、世界遺産の発言もあつたよというのは重要。しかし、遠慮しましたというのも重要なことでありますので、そのご事情、理解してくださいというのは大変理解できますよというのを添え書きさせていただきたい。

【部会長】 ただ、F委員のおっしゃる先進性というところがどこかにというのは、やっぱりちょっと残りますよね。

【F委員】 そうですね……。

【C臨時委員】 今おっしゃっていただきましたように、何か観光地という面で見ても、ほんとうのおもしろみという面から見たら、何がおもしろいねんという話があって、心の中に何か訴えるものがないとあかんと思つていまして、私は精神性という表現もあるのですが、神秘性みたいなものがあつてほしいとずつと思つています。1300年なり1400年の時

点の神秘性もあれば、もう一つ前に知事が先ほどおっしゃったのは、豊受の神様の議論というのがやっぱり日本古来としてあって、それが形式化していくのが、私どもの地域であると。ここで示せというところがなかなか決められないのですけれども、少なくとも飛鳥宮跡の周辺であることはまず確かですから、飛鳥宮跡をこの5年間で県のほうがかなり史跡の指定もしていただいて、用地買収も進めていただいて、非常に基礎的なものをそろえていただくという作業をしていただいています。

それともう1点、東アジアにおけるいろんな交流の議論というのは、ちょっと書き込み薄いなどは思っているのですけれども、それは別に書いていただいてもよさそうな気もするのですが、それによってその時代と相まって変化、触媒の中で変化したというのを知事が先ほどからおっしゃっている、そこが始まったんだという議論だと思っていまして。そういうところは我々が今後、整備計画を県知事のほうからいただいていますし、私どもも総合計画等で実現していくわけですので、そっちの中ではもっと積極的に確認をしていきたいなというふうには思っています。

【部会長】 この基本方針を受けて、県のほうで具体的に整備計画をつくっていくことになりまますので、そこに実際の部分としては反映するというようになっていくのかなと思いますが、東アジアという言葉も、この会の一番最初の初回のときに、知事がたしか東アジアのミックスカルチャーの拠点になっていたんだということを、意匠だとかそういうことから、これからできる高松塚なんかが明確になってくると、そこらあたりもわかるというようなことをおっしゃられていたという記憶をしておりますけれども、よろしゅうございますか。ではG委員。

【G委員】 全然違うことを申し上げるのですけれども、先ほどの最初のころのお話のところではSociety 5.0が出てくるというのがありましたが、この資料6を見て、かなりそのSociety 5.0の位置づけというのがわかりにくいなというのはなぜかなと思うと、基本理念の最初のところにSociety 5.0が出てくるのですが、整備の方向性の中には明確にこれが出てこない。しかしながら、後ろのほうをめくっていくとビッグデータの活用だとかICTを活用したスマート農業だとか、Society 5.0に関連することというのはちりばめられている。資料7を見ると、整備計画の基本方針のところでは52行目からSociety 5.0があるのですが、その後の79行目以降の整備の方向性には、これに関連すること何もなくて、そうするとSociety 5.0を一応書いてみたけれど、結局明日香村の整備基本方針の中で実際何やるのかということ、ないのです。ないから、もしもこのSociety 5.0というのを国交省として掲げていくことが整備基本計画の中に大事なのであれば、例えば120行目のその他のところとかに、これらの実現のためにAI、IoTの利活用、こんな形の文言を少し入れておくと、Society 5.0の実現を通じた新たな価値の創出というのを受けられるかもしれないなと思いました。または、何か据わりが悪いから全部これはやめるということもあり得るのかもしれない。これはだから、明日香村の整備基本方針といったときに基軸をどこに置いてやっていくのかということなのかなという感じがします。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。その他の留意事項のところは、丸が2つになっておりまして、1つ目が普通の弾力的な運営ということが書かれておりまして、2つ目は調査・アーカイブあたりまでしか踏み込んでいないのですけれども、このあたりに今、村木委員がおっし

やられたようなSociety 5.0のこちらのほうに書いてあるような文言を多少追加することで、そのSociety 5.0というものの実現が出てきているぞということを見るかどうかというところですね。

あとはやはり、もしやるとすればこの基本理念の①に置くかどうかというところが、A委員からのご指摘だと一番厳しいかなというご意見でいらっしゃいますよね。

【A委員】 はい、私は削れとまで言う元気はないのですが、おっしゃることはG委員と全く同じ印象は持っています。

【部会長】 このあたりは多分国土交通省として出るのかな、あると思いますので、事務局のほうでお願いいたします。

【景観・歴史文化環境整備室課長補佐】 まず、Society 5を1つ目に置いているというのはまさに答申のほうで、令和の時代ということで新たなSociety 5.0ということを引きちんと一番最初にうたって、その上で2、3、4というようなことを打ち出すというような形の答申をいただいているところでございまして、まずは事務局として基本方針をつくる上で、そこについて反映したというところのございまして、あくまでもこの4点は基本理念であって、個別の施策と1対1というよりは、この整備の方向の①から⑤全体に係るものという形、そういう整理をさせていただいております。若干わかりづらいのですけれども、例えば整備等の方向の3ページ、97行目に新技術の活用という文言があって、これはスマート農業というような形も念頭にはありますし、④のところの108行目の新技術を活用して受け入れ環境整備というところもありますけれども、あるいは①の歴史展示手法についても、資料6の4ページにアプリやVRの活用と書かせていただいておりますけれども、ここは基本方針、整備の方向ですので、あまり具体的なことを書き込み過ぎてしまうとちょっと整備計画のほうに狭めてしまうかということもあわせて、Society 5.0をにおわせるような、あるいはその趣旨をなるべく一般化、抽象化したような文言で反映をさせていただいたというのが趣旨のございまして、ちょっと不足があるということでしたらですけれども、いかがでしょうか。

【A委員】 よろしいでしょうか。

【部会長】 はい。

【A委員】 先ほども申し上げたのですけれども、何かSociety 5.0についての説明書きが入らないと、わけがわからなくなると思うのです。余計なこと言いましたけれども、10年もたせようと思ったときに、10年後にほんとうにSociety 5.0がわかるかどうかというのは、私は心配なので、何らかご説明はつけ加えておいていただいたほうが良いような気はいたします。

【部会長】 これは注釈みたいなのは基本方針の中に盛り込むことは可能なのでしょうか。

【景観・歴史文化環境整備室課長補佐】 可能かと思えます。対応させていただきます。

【部会長】 はい。多分それがないと、ほんとうにこれを国民に開示したときに何かという。ただし、このSociety 5.0を入れるということを事務局のほうからお話いただいたときに、令和になって初めてとは言わないですけれども、出ていく答申の一つの形として国土交通省としての出ていくものとして、このSociety 5.0というのを記述すべきというお話から来ているかと思えますので、その辺、今、山田委員や村木委員のご助言をいただいて、事務局と私とでちょっともませていただいてよろしゅうございませうか。なるべくSo

c i e t y 5 . 0 というところが国民の皆さんにわかるように、そして10年後に何だこれと言われ、10年たって何がS o c i e t y 5 . 0 だったんだと言われないうなものに、その辺は多分奈良県さんのほうの計画のほうに、いかにこのS o c i e t y 5 . 0 を具体化した計画を盛り込んでいただけるかというあたり、その辺が多分、国土交通省さんのお気持ちとしては、そこにS o c i e t y 5 . 0 を書くことによって、県さんの計画の中でそれを位置づけたり、あるいは予算を確保していくということでこれが根拠になるということは、私としてはやはり大事な事かなというふうに、今、村木委員がおっしゃられたようないろんな各種技術を導入するためには多大な予算が必要なわけで、それが奈良県さんや、ましてや明日香村さん依存でできる話ではありませんので、それがS o c i e t y 5 . 0 の実現化というところで、ここに書いてあるということで予算が確保できるというようなあたりにもつながっていくのかなというふうに私はちょっと考えております。以上でございます。

どうぞ。

【B委員】 107行目の文言についてです。宿泊型・体験型観光の推進とありますが、先ほどの村長さんのお話を伺うと、この宿泊型を滞在型に変えたほうが適切かと思えます。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。その辺も多分、宿泊型というより滞在型のほうが今新しい、先ほどB先生からお話があったような、多様なあり方の中で滞在、体験とかということも含んで、滞在型という形でよろしゅうございますでしょうか。

ほかにもございますでしょうか。知事、お願いします。

【E臨時委員】 たびたびで申しわけございません。議論が活発なのでとても喜んでおります。で、S o c i e t y 5 . 0 って私もあまりわからないので、S o c i e t y 5 . 0 で国が動いているので、使ったほうが回りがよかろうという、こう言うと身も蓋もないのだけれども、ある面あると思いますけれども、日本のこれからの国家をどのように、国をどのようにしていくかという標語みたいになっているようにも思うのですけれど、それは明日香にはどのように適用するのかという、そのつながりがもう少しということで、これまだ、はっきりとした、こういうふうになればというところまでおりないのが5.0の値打ちみたいな感じですね。

皆、地域で考えないというように国が動いていますので、だから私は、じゃあどうすればいいのかと当然自問いたしますけれども、一つは今の時代に明日香の歴史はマッチしているというのはグローバル化の国際性の中で発展したんだよということの証拠を見せられるというのが私の考えの一つで、グローバル化の中で発展した、S o c i e t y 5 . 0 は古代の5.0だよというようなことを言えるんじゃないかと思って、それをどのように言うかと、これは世界遺産、先ほどのここの基本方針と世界遺産の基本方針と方向とが並立してくると、一緒に見ると、大変つながってくるのかなという感じで、そのように努力をしていきたいと思えます。

この精神性も世界遺産の登録目指す中で当然入らなければいけないと。富士山が世界遺産になったのは精神性であったということですので、山だともっと立派な山は世界にあるわけですが、日本人の精神を体現した山だということでユネスコは受け付けたという、そのような説明している。飛鳥はどういう精神性があるのかということ、富士山みたいにシンボリックになかなか言えないわけで、それをうまくどのようにやるのかというのは、世界遺産の登録の大きなキーだと思います。どのような歴史ということ、歴史の精神は日本がこれだ

けになった、歴史的なもとでもあるし、構造の礎があると、先ほどの正統性、今日の大嘗祭に続いている流儀が発生したというのも一つの精神性のもとというような言い方で、そのときにそれを検証していく努力は、国はなかなかやりにくいというのがあるし、国でも文化庁もやりにくいというのがあるので、では地元でそういう努力をせないかんとすると、こういうようなことを、お祭りになるのかシンポジウムになるのか、そういうものかということ、その考えている人を集めてこういうものだ、日本書紀がなぜできたのかというような類い、あるいはこの古墳はどこから来て誰が入ったのかというようなことを繰り返し繰り返し、先ほど温度を上げいくという作業がこれから要するという、今年の整備方針はそういうことを期待されるこの整備方針のタイミングだと受け取りたいというふうに思います。

整備方針の中で皆書き込めないのだなというようなことだとは理解いたしますけれど、当然書けばいいというまで、こちらの内容、コンテンツがクリアになるように上げて、これは保存とその風土の景観はこのようにしないと、もうぐちゃぐちゃになったら身も蓋もないというほうの柱であり、こちらはその内容コンテンツを証明せないかんとする課題はまだ残っていると。これは地元はもう少しやってもいいかなという感じがいたしますので、そのような表明をさせていただいて、この明日香の基本方針をそのように受け取って、大事な基本方針で、しかしそのそばにメインディッシュがもう一つ要するなという感じで努力をさせていただきたいというように、その時にはこちらの委員会もそのような、例えば世界遺産のほうを目指すというプロセスの中でのその努力ということならば地元でもできますので、それをまたご観察いただいて、マッチしているかどうかというように見ていただくのもそう遠からずできるのかなと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。精神性という言葉はどこかに入れ込めるかどうかというのも、ちょっと私と事務局のほうに預らせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

【D臨時委員】 お願いいたします。

【部会長】 多分、Society 5.0という新しい技術のほうの話は、今先行しています条文のほうのいわゆるアンダーグラウンドにあるものをどういうふうに出していくのかというあたりは、多分そちらのほうの世界遺産指定に向けて先行していくかと思っておりますので、そのあたりで今まで明日香が京都や奈良に比べると、要するに物が無いという中でなかなか、人に理解しにくい、あるいは集客がしにくいといったところが、先行事例を見ることでそのSociety 5.0という新しい技術を用いて見せることができるというふうに考えておりますので、そのあたりにつきましてもちよっとご理解をいただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それでは、皆様方、活発なご議論をありがとうございました。ただいまのご指摘、ご議論を踏まえまして、私と事務局のほうに預らせていただければと思っております。

それでは、今回の「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針(案)」について、歴史的風土部会として適当であるというふうに議決をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

それでは、本日いただきましたご意見を踏まえ、「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針(案)」について修正を行うこととなりますが、それにつきまして

は、今お話しさせていただきましたように部会長である私にご一任いただきたいと思っております。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 よろしゅうございますでしょうか。それでは、修正された基本方針、どういう形になるかはちょっとまだわかりませんが、これにつきましては、当部会の審議結果として議決されたものというふうに取り扱わせていただくこととなりますが、それもよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 それでは、ご異議もないようでございますので、皆様方のご意見を踏まえてそのようにさせていただければと思います。

それでは、今後のスケジュールについて事務局よりご説明をお願いいたします。

【景観・歴史文化環境整備室課長補佐】 それでは資料9をごらんください。今後のスケジュール(想定)でございます。

ただいまいろいろご意見頂戴した項目につきましては、部会長と事務局と調整の上で所要の修正をした上で、明日香村整備基本方針について、都市計画・歴史的風土分科会長の決裁、社会資本整備審議会長の決裁を経て、後日、社会資本整備審議会会長名で国土交通大臣に回答されるということになります。その後、奈良県、明日香村の意見を聞くとともに関係省庁と協議を行いまして、1月中を目途に明日香村整備基本方針を定め、奈良県に示す予定としております。その後、奈良県におかれまして、明日香村整備基本方針に基づき明日香村整備計画を作成するということとなりますので、その点を申し添えます。以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。今、お話しのように、この今後のスケジュールを拝見させていただきますと、もう一度令和2年の1月を予定として大臣から奈良県知事へ通知するというような形になっているようでございますが、12月中、関係省庁の意見聴取ということでございますので、今ご議論いただいたところを踏まえ、奈良県さん並びに明日香村さんによりしくお願いしたいと思います。

それでは、本日は皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。本日の議事は以上でございます。後の進行は事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

【都市局総務課長】 池邊部会長、議事進行ありがとうございます。

それでは最後に、長井審議官より一言ご挨拶申し上げます。

【長井審議官】 長井でございます。委員の皆様方におかれましては、基本方針に関しまして貴重なご意見を賜りまして感謝申し上げます。今日も活発なご意見を伺いまして、私も去年の小委員会からずっと議場に立ち会わせていただきましたけれども、毎回活発な議論になっておりまして、最終的に修正を一任していただいたという形でございますが、基本試案ができたということで、文章としてはこういう形になっておりますけれども、その中に委員の先生方の熱い思いが込められているというふうには私は認識しているところでございます。

予定が先ほどありましたように、できるだけ速やかに基本方針を国のほうで策定しまして、奈良県さんのほうで整備計画を策定していただくと。基本方針と整備計画というのは2つあって、この今回のいろんな議論のものが大体中身が見えていくという形になるのかなというように思いますが、そうしたものをつくってまいりたいと思っております。

いずれにしても、この10年間で何をやっていくのかということが最も大事でござい

ます。国土交通省としましても、奈良県さん、明日香村さん、それから、今日も傍聴に来て
いただいておりますけれども、関係省庁とも連携しまして、しっかりと対応してまいりたい
と思いますので、引き続き委員の皆様方におかれましてもご指導ご鞭撻を賜りますようお願い
申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

【都市局総務課長】 ありがとうございました。

それでは、これもちまして第24回の歴史的風土部会を閉会いたします。本日はどうも
ありがとうございました。

— 了 —